

TOKYO働き方改革宣言

従業員の誰もが納得のいく働き方を目指して、働き方改革に全事務所的に取り組みます。

平成30年3月30日

丹羽会計事務所

目 標

働き方の改善

事務所所内の誰もが時間外労働月当たり20時間以下を目指します。

休み方の改善

全社員が積極的に休暇を取得できるように職場環境を作り、年次有給休暇取得率50%以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・定期的な面談を実施し、必要に応じて業務分担の見直しを検討する。
- ・多様な働き方を推進するため、テレワーク制度を導入し、実施する。

休み方の改善

- ・定期的に有給休暇の取得状況を確認する。
- ・年次有給休暇の時間単位での取得が可能になる制度を整備し、運用する。